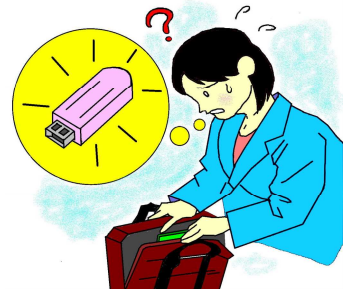


Ⅲ 個人情報紛失・漏えいを根絶するために！

個人情報紛失・漏えい事故に至る危険な状況

- ①私物のUSBメモリに成績データを記録している。
- ②成績処理等で児童生徒の個人情報を校外に持ち出している。
- ③電子媒体にパスワード設定をしていない。
- ④帰宅時に、荷物を車内に残したまま、どこかに立ち寄ることがある。
- ⑤過去の児童生徒の記録を、懐かしさから手元に残している。
- ⑥「校内ならばなくなる」と油断し、個人情報を漫然と扱っている。
- ⑦児童生徒の名簿等を、安易にコピーして活用している。
- ⑧個人情報を含む資料等を、鍵のかからない場所に保管している。

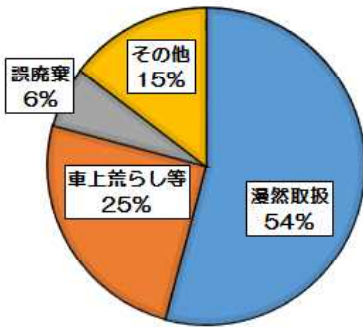
※1つでも当てはまるものがあれば、危険信号です！



※児童生徒等に係る重要な個人情報を重大な過失により、紛失し又は盗難にあった場合、「減給」又は「戒告」としています。

個人情報紛失事故の原因

(平成26年度～29年度2月末現在)



※情報紛失事故の原因の約半数は、大切な情報を「漫然と取り扱う」ことによるものです。

※『その他』の内訳は、校内の保管場所からの紛失などです。

※最近の事故例として、紙媒体の情報紛失（児童生徒名簿、就学支援シート、健康カード等）が多数発生しています。

個人情報紛失・漏えい根絶対策は？

「千葉県教育委員会HP」を
活用ください！！

- 「教職員関係」
- 「教職員の服務」
- 「教職員向け情報（サービス関係）」
- (H23リーフレット)
- 「児童生徒の個人情報を守りたい」
- (H29リーフレット)
- 「個人情報紛失事故根絶リーフレット」

Ⅳ 飲酒運転を根絶するために！



平成19年9月19日の道路交通法改正施行により、飲酒運転は、大幅に厳罰化されました。千葉県教育委員会の「懲戒処分の指針」においても、酒酔い運転は、「免職」、酒気帯び運転は、「免職」又は「停職」としています。

○飲酒運転により、交通事故を起こした場合は、「免職」としています。

○飲酒運転による事故は、保険対象外となり、数億円という高額な支払いをする場合があります。

飲酒運転と罰則		行政処分	刑事処分
酒酔い運転		違反点数35点 運転免許取消処分 (欠格期間3年)	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
酒気帯び 運転	呼気中アルコール濃度 0.25mg以上	違反点数25点 運転免許取消処分 (欠格期間2年)	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	呼気中アルコール濃度 0.15mg以上～0.25mg未満	違反点数13点 90日間の 運転免許停止	

※「呼気中アルコール濃度」とは、呼気1リットル中に検出されたアルコールの量。

★飲酒運転を未然に防ぐため、教職員が留意すべき点

- ① 飲酒の危険性を認識し、自覚に欠けた行動を抑制すること。
- ② 少しでも飲酒したら、絶対に運転はしない。
- ③ 深夜に及ぶ飲酒は避け、翌朝の運転に注意する。
※血中アルコール濃度が完全に消失するまでの時間を踏まえ、運転するまでに十分な時間を空ける。
- ④ 飲酒する場合は、会場に車で行かない。もし車で行くことになる場合は、事前に帰宅する際の交通手段を手配し、飲酒後、車を運転することのないようにしておく。
※管理職は、飲酒を伴う機会があった場合、個々の教職員が適切な時間に飲酒を終えているか、帰宅方法は適切か、必ず確認することも大切です。